

平成14年度 第2回

「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録（概要版）

日 時：平成15年3月28日(金)午後7時から9時

会 場：北とぴあ 9階902会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)

岸本 幸子(パブリックリソースセンター事務局長)

鈴木 将雄(東十条3丁目町会会長)

我妻 澄江(北区女性のネットワーク副代表)

松下 正義(北区立小学校PTA連合会会長)

竹腰 里子(北区リサイクラー活動機構理事長)

田辺恵一郎(北区地域情報化推進協議会理事)

榎谷 雅司(北区子どもの本に関する連絡会代表)

富田 順子(白樺会会長)

田中 清隆(公募委員)

仁尾 光宏(公募委員)

富田 常子(公募委員)

本間 次郎(公募委員)

谷川 寿世(公募委員)

オブザーバー：小原 宗一 北区社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターきたセンター長

事務局：秋元 憲 地域振興部長

石井 博 地域振興課長

木村 浩 コミュニティ担当課長

木澤 実 コミュニティ担当主査

次 第

1. 議 題

(1) 議事録の確定について

(2) (仮称)区民活動サポートセンターについて

(3) その他

2. 次回の日程

開 会

1 . 議 題

委員長

年度末もいよいよ近づいてまいりまして、最後の忙しい時期になったかと思えます。私も、午前中は大学で執行部の会議をしまして、午後は厚生省で会議があり、今日、3つ目の会議ということです。年度末でそれぞれ忙しくて、最後に、ばたばたと皆さん報告書を作っているのかと思えます。

ここは、始まった時期が違いますから、そういう話ではありませんけれども、新しい年度に向けての方向を議論する大事な場というふうに思います。今日は、その意味では重要な区民活動センターについて、いろいろと議論をしていただくということでもあります。

議事録をお手元にお配りさせていただいておりますが、議事録について説明をお願いいたします。

コミュニティ担当課長

前回の委員会で、速記を入れ再現したものを皆様方から若干修正していただき、本日その修正したものを配らせていただきました。これについて今日、確定していただければ、今後はホームページ等で公開してまいりたいと思っております。

本日は、この第1回目の議事録の確定についてのご承認をいただければと思っております。

委員長

それでは、これで確定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、続きまして2番目の議題でございますが、(仮称)区民活動サポートセンターについてということですが、最初にご説明をいただきたいと思えます。

コミュニティ担当課長

まず、サポートセンターとはどんなものか、皆様の共通認識として、もう一度、確認させていただきたいと思えます。

本日、お配りいたしました「かながわ県民活動サポートセンター」などのパンフレット、及び、「NP」と行政とのパートナーシップガイド促進ブック」に基づいて、サポートセンターのイメージを説明させていただきます。

まず、「かながわ県民活動サポートセンター」。ここは、非常に大きいビルの6階から11階部分を、「かながわ県民活動サポートセンター」として使用しております。裏側に、6、7階の配置図がございます。見ていただくとわかりますように、いたるところに小会議が開けるようなスペースを配置しており、番のあたりではロッカー、番のあたりでは印刷機などがあります。また、左側の上の方には丸テーブルがあって、簡単な打ち合わせ等に使えるというような形になっております。ここの特徴といたしましては、登録制をとらず、どなたが来てもフリーに使えるという形になっております。大体3,500平米ぐらいの大きさですけれども、月に3万人程度、年間ですと30何万人ぐらいの方がいらっしゃると聞いています。

続きまして、「川口ボランティアサポートステーション」。これは、川口駅のすぐそばのリリアという建物の2階に入っているものでございます。先ほどと比べると全然規模が違うのですが、右側の配置図を見ていただくとわかると思えますが、やはり丸テーブルがあり、印刷コーナーとか、掲示板などが置かれております。さらに、左側に四角や丸のテーブルがあり、その区切りを取ると、小会議ができるような形になっていると聞いています。

このかながわと川口につきましては、いわゆる直営ということで運営されております。正規職員が

配置されており、いわゆる公設公営という形式のセンターでございます。

そして、杉並の「NP ・ボランティア活動推進センター」です。ここもやはり、フリースペースと小ミーティングスペース、作業スペース、コピー・FAX・メール・PCなどが置かれております。

さらに宮崎市。同じような、略図が載っております、やはりテーブルとか、丸テーブルとか会議室が入っております。

最後の「みやぎNP プラザ」も同様でございます。

ここで、パートナーシップ促進ガイドブックの8ページをご覧ください。その写真が「みやぎNP プラザ交流サロン」。続きまして12ページが、仙台市の「市民活動サポートセンター」。いたるところでグループが集い、何か別のことをやっているというようなイメージでございます。

さらに、20ページ。これが「ふじのくにNP 活動センター」です。

センターの機能は大体3つの種類に分かれております。

まずは、資源の仲介です。まずは人材。これは研修とか、ボランティアのマッチング。ボランティアしたい人としてほしい人の組み合わせとか、スタッフの教育とか、そういった人材資源の仲介です。次に資金。寄附があった場合の仲介とか助成相談。さらには場所。会議とかサロンとか作業室などの提供。そして機材の仲介。これは事務機器、パソコン、消耗品などの仲介。さらには情報。情報の収集と開示、参考図書の設定など。こうした資源の仲介機能がございます。

次に、団体間のネットワーク。区と団体のネットワーク、及び、団体間のネットワークの促進という機能。

さらには、価値創出。行政に対する提言とか新しい事業などの育成を目指す立ち上げ支援など、そのような価値を創造する機能があると思います。

一応ここまでが機能の説明です。サポートセンターのイメージをつかんでいただければと思います。

次に、現在の区の考えでございます。（仮称）区民活動サポートセンターは、中期計画で15年度中に設置ということになっております。私どもとしては、15年10月を目標に話を進めていきたいと考えております。場所については、北とぴあ内の設置を考えております。具体的な場所につきましては現在調整中でございます。

委員長

どうでしょうか。次の話をご説明していただいた後に議論をして、わかりづらいところをご質問していただいた方がいいのかなと思うのですが。「ボランティア・市民活動センターきた」のご説明をお願いできますか。

センター長

「ボランティア・市民活動センターきた」がどんな事業を行い、どんな特徴を持っているのか、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、A4で2枚のボランティア・市民活動センターきたという資料。これは「ボランティアコーディネーター」というボランティアコーディネーター協会が作っている本の中で、日本の市民活動支援センターをピックアップして紹介するというコーナーで取材を受けたもののコピーです。

ここに書いてありますが、運営は社会福祉協議会という民間の社会福祉団体が運営をしております。設立は昭和57年、今から20年前になります。当時は北区ボランティアコーナーという名前で設置しました。当初は机1つと電話1本で、困っている方がいたら電話が来てボランティアの名簿の中からボランティアを紹介する、いわゆるマッチングをやっていた。それが20年ぐらい前のボランティアセンターの姿です。

平成3年、北区ボランティアセンターと名前を変えさせていただきました。これは国の国庫事業で、ボランティアに関する事業規模を大きくするための補助金を利用させていただいて、活動室の整備や印刷機などの機材の貸し出し、あるいは研修やセミナー、情報誌の発行を行いました。こうした事業を行うために補助金を利用し、ボランティアセンターと名称を変更させていただいています。

それから10年ぐらいが経過し、今、区のボランティアセンターは3つ目のステージになっております。いわゆる狭い意味でのボランティアとか社会福祉協議会という団体は、どちらかというと福祉関係の活動のサポートを重点的にやってきましたが、そのような特定の分野に限らず、地域のいろいろな活動に関わり、サポートをするということで「ボランティア・市民活動センターきた」に名前を変えさせていただき事業を行っているというのが現状です。

ところで、そもそもボランティアセンター、ボランティア活動をサポートするセンターというのはどういう状況にあるのか。ボランティアセンター、あるいはボランティア・市民活動センターと言われるものは、今、全国に、3,100~3,200箇所ぐらいあると言われております。そのうち、90数%が社会福祉協議会という我々と同じ系列の団体が運営しているボランティア活動の推進機関であり、大体3,100箇所ぐらいあると言われています。

それ以外にボランティア協会という別の団体があって、そこが運営しているセンターが幾つかあります。また、YMCAとかYWCAとか、あるいは日本赤十字社ですとか、そういったところの一部の機関として、ボランティア活動の推進や紹介をしているセンターもあります。それと、最近NPが単独もしくは連合組織によってNPセンターみたいなものをつくって、市民活動をサポートしているところも出てきています。最近では、大学の中にボランティアセンターがたくさんできており、また、行政機関が独自に設置を始めたところも幾つかあります。珍しいところでは、企業の中にも最近ボランティアセンターなんていうのができてきています。有名などころではトヨタとか東京電力が社内にボランティアセンターをつくって社員のボランティア活動の支援、情報提供をしております。

ただ、多くても、全体で20箇所から30箇所ぐらいで、各市区町村ということになると、ほとんどの地域で社会福祉協議会が運営している。全国的に見るとこういう状況ですね。

社会福祉協議会のボランティアセンターには、幾つかの特徴があります。

1番目は、全国的なネットワークが、大体、3,000~3,100ぐらいあります。1つの国で3,000ぐらいのボランティアセンターのネットワークがあるのは日本だけです。多いと言われているアメリカでも、大体500個ぐらいしかないんです。日本はその6倍あるという意味では、非常にボランティアセンターが多い国というふうに言えます。そのほとんどを占めているのが社会福祉協議会。いろいろと情報ネットワークみたいなものは独自に持っています。横の連携や地域を越えたところの情報交換ですとか、あるいはスタッフの育成体制みたいなものが確立しているという特徴が1つあります。

2番目は、福祉の分野に強い影響力、あるいはネットワークを持っているという特徴があります。もともと社会福祉協議会という名前なので、社会福祉のことが強いのは当たり前なんですけれども、こういった分野の活動のサポート、あるいはネットワークに重点を置いているところが多いと。

3番目は、ボランティア活動をベースに、まちづくりですとか、あるいは地域を変えていくという活動に貢献しようというのがねらいで活動していますので、そういった分野の活動のサポート、あるいは事業を行っているところが多い。例えば、福祉教育やボランティア学習など青少年とか子供たちにそういった体験をしてもらって、人材育成みたいなものをやったり、あるいは災害時の支援活動などをボランティアの人たちと一緒にやるという活動について、社会福祉協議会は全国的に活動をして

いることが多い。

4番目ですが、民間の団体ではあるけれども、法律に基づいて設置をされている団体なものですから、公共性という性格を持った団体であるということが言えます。特定の個人や思想からは無縁な公共的組織であると言われていました。

それと、5番目、社会福祉協議会が持っている活動支援のためのノウハウや資源が蓄積をされています。ボランティアグループの、例えば設立とか、ボランティア活動をしたい方への支援とか、あるいはボランティアマネージメント、そういったもののノウハウなどがあるということです。そういった支援事業などを多く開催させていただいているということが、社会福祉協議会の運営しているボランティアセンター、ボランティア・市民活動センターの特徴と言えます。

北区の場合、ボランティアセンターが3段階ぐらいのステージにあると説明をさせていただきました。今までは、社会福祉分野の地域活動を盛んにしようということで始めていた。これが、1980年代からは、ボランティア活動そのものの支援にだんだんシフトしてきて、1995年以降、NPという団体の支援を、分野を越えてやっていこうという流れになってきている。これは全体的な流れですけれども、北区の場合は、特にこの辺のところを意識して運営している。ですから、私たちの運営の指針にも、福祉の分野みたいなものに余りとらわれなくて、広い分野をサポートできるようなセンターになりましょうと。

あと、平成13年度のボランティアセンターの事業報告をコピーをしたものがあります。こういった事業をしているかというのは、ここを見ていただければと思いますが、私たちが力を入れているのは、日々の相談活動です。電話やお問い合わせが非常に多いです。これはボランティア活動をしたいというだけではなくて、いろいろな地域の問題が投げ込まれる。そういったものに対する相談が、年間、2,000~3,000件ぐらい入ってきております。それと研修事業やセミナー、あるいは地域課題。地域にあるいろいろな課題を知っていただくためのフォーラム開催や、いろいろな団体と共催で事業を行うことに力を入れています。

北区の場合、特徴的なのは若い人たちの参加が非常に多い。夏休みのボランティア体験を受け入れる団体が北区だけでも130ぐらいある。参加者も大体400~500人ぐらいで、全国的に見ても、いつもトップレベル。受け入れるところもたくさんあるし、活動をしようという意欲を持っている人たちもたくさんいる地域だと思います。

先ほど、ご紹介がありました「かながわ県民サポートセンター」など、他のセンターと我々の違いは、私たちは相談とかセミナーとかいわゆるプログラム中心になってきていて、ハードウェアの部分の提供が弱いということです。ここにあるようなサロンとか夜間でもNPの人たちが自由に使えるスペースなどはなく、どちらかというとスタッフの行う事業が中心になっている。ソフトウェアの部分が中心になっているセンターです。今は、区役所の別館の一部を借りて運営をしております。現在は夜間と休日は開いていないので、平日の昼、もしくは土曜日だけの利用になってしまうというのが現状です。

委員長

それでは、今の説明も含めて、(仮称)区民活動サポートセンターというのはどういう機能を持つべきかということに話を進めていきたいと思えます。

そうですね、どういうふうに話を進めていきましょうかね。皆さんから、随時いろいろな意見をもらおうということでしょうか。まずは、今ご説明いただいたことについてのご質問から入って、少し機能の話をしたと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

弱いところが「場所」とのことですが、サポートセンターの機能としてはAからJまであり、Aの部分の会議室はないが他のものは一応満たされているという意味なんですか。

センター長

程度というのがあります。例えばAの「場と機材の提供」については、私どもの事業でもやっていますし、ご利用もたくさんいただいている。ただ限界もあるということです。駅から近いが、バリアフリーか、夜間使えるかとか。そういう意味では十分ではないというところはあります。日中、地元の方がご利用になるということについては、非常に利用していただいている。これから、こういう方に使っていただきたいとか、利用していただきたいという意味では評価が分かれるかなと。

その他のほとんどの部分について対応はしております。しかし、スタッフの人数も限りがあり、どれくらい専門性が高いかとか、あるいは利用しやすいかとかということになってくると、ご利用なさっている方に評価をいただくしかないかなと思っています。情報誌の発行やホームページの立ち上げ、あるいはセミナーの開催、ネットワークのフォーラムなどはやっていますが。その開催頻度やそれがどう結びついているかということになってくると、弱い部分強い部分はあるかもしれないですね。

コミュニティ担当課長

最終報告書の中では、「ボランティア・市民活動センターきた」が分野を問わず市民活動の支援事業を行っていることは確認しつつも、夜間や休日の対応、活動拠点の広さ、バリアフリー等の環境整備への対応、社会福祉協議会の一組織であることなどの課題を抱えている。従って、サポートセンターの設置に当たっては「ボランティア・市民活動センターきた」との十分な調整が必要であるとの提言をいただいております。それに基づいて今調整中ということでございます。

委員

例えば、この「かながわ県民活動サポートセンター」と「ボランティア・市民活動センターきた」の違いを明確にしないとわからないですね。「かながわ県民活動サポートセンター」に行った印象は、みんなとても自由に使っているセンターで、「ボランティア・市民活動センターきた」は指導的にいろいろ啓発事業をしているという感じです。「かながわ県民活動サポートセンター」はみんなが自由に、来たらすぐに使えて、使った後は、紙に「これを使った」といってぼんと箱に入れておくという、そういうような使い方をしています。全く違いますよね。

センター長

どちらかという、ボランティア活動のための区民センターみたいな感じで、自由に使っていただくスペースをそこに提供しているというのが、かながわの形ですね。

委員

ボランティアではなくて、市民の活動ですね。活動をボランティアと呼んでしまうとちょっとおかしくなりますね。社協の方はボランティアかもわかりませんが。

センター長

そうですね。かながわも実は同じ建物の中にボランティアセンターがあって、そちらはそちらで事業をやっているんですね。

委員

全く違ったものですね。その辺をはっきりしておかないと。今度のサポートセンターができれば、こんな事業もしなくてはいけないとなると大変ですね。

センター長

ただ、場所によっては箱だけのところ、事業をやるところ、両方やるところと、幾つかパターンがあります。杉並なんかはそういう形で運営を始めていますので、北区の場合どういうふうにしていくのかということなんかをご議論いただくといいかもしれないと思いますね。

委員

社協の構成員は役所の人、あるいは民間の人、その構成はどうなんですか。

センター長

理事、評議員という、いわゆる経営をする役員と、そこで働いている職員がいるんですけども。役員については、地域の民間の方です。ただ、北区の福祉部長さんは理事に入っております。

委員

それは当て職で入っているわけですね。

委員

一般の職員の方はどうなんですか。例えばセンター長は区の職員ですか。

センター長

いえ、私は団体職員というか、この法人で採用された職員です。一般の職員はほとんどそういう形です。ただ管理職については区からの出向であったり、あるいは退職された方が来たりという形です。

委員

事務局長は退職した方で、次長は区の出向ということになるんですかね。

委員

単純な質問なんですけど、そういう場合だと公設民営になるのですか。

センター長

私どもの場合は完全に民間の団体ですけども、そこに、行政の人が働いているという感じですね。

委員

民設民営ということですか。

センター長

そうですね。社会福祉協議会の場合は。

委員

一般の人のイメージは、どちらかというとなんか民営ではなくて公設のイメージが強いんですね。特に上の方の人に役所の B や何かが絡んでいる、あるいは現役の当て職で入っているというから、どうも民間というイメージが今一つわからない。

委員

あと、場所も区役所の裏という感じが。

センター長

そうですね。区役所の一部を借りているということもあるので、非常にそういうイメージが。

委員

よく社会福祉協議会と聞くのですけれども、どこでも民設民営なんですか。

センター長

これは全国にあるものですから、地域によってタイプが違います。社会福祉協議会の職員でやっているところ、いわゆる行政の方が入っていないところも全国的にはあるのですが、東京は余りないです。管理職はだいたい自治体から来ています。それと、もっと小さな自治体、例えば数千人とか1万人ぐらいの村とか町になると、自分で職員を雇える財源がとれないので、行政の方が片手間に社協の

仕事もやる、兼職みたいな感じでやっている地域中にはあります。

委員

区民活動サポートセンターに移行すると、今抱えているセンターの問題がある程度解決できる部分とか、逆に、例えば、社協としてのノウハウなどの部分がどうになってしまうのかとか、これから生じるであろう問題などあると思いますが。

センター長

どういうものができるかにもよって違ってきます。例えば、社協が持っているネットワークとかノウハウみたいなものがなくなってしまう形の運営になるか、あるいは生かせる運営になるかにもよって大分違うかなとは思いますが。全く生かされないとなると、ちょっともったいないですね。

委員

私も同じ発想をしていました。「ボランティア・市民活動センターきた」そのものが、この管理運営する公設民営の受託団体に入ってしまうというようなイメージでとらえて。

コミュニティ担当課長

今日は、最初に機能を検討していただきまして、その後に運営をどうするかという話になっていくかと。それで、先ほど「かながわ県民サポートセンター」のお話があったのですが、私としては、これは特殊な例だと考えておまして、「杉並NP・ボランティア活動推進センター」の機能がうちの指針の内容に近いのかなという認識でいます。

委員

これは、「ボランティア・市民活動センターきた」をサポートセンターに移行するという話ではないですね。そこだけは確認しておかないと誤解してしまいますよね。

地域振興部長

予定をちょっと変えて、行政の立場で、基本的にサポートセンターをどのように考えているかというのを課長の方から説明させていただいて、一緒に論議した方がよくないですか。

コミュニティ担当課長

それでは、引き続いて、運営方法ということで若干説明させていただきます。

委員

機能について、いろいろなケースを見ながらどうあるべきかという、あるべき論を先に論ぜずに、現実問題を先に追ってしまったら妥協型のものをつくり上げることになってしまいます。ですから、最初は機能を見ていきたい。機能についてご意見を聞いて、皆さんが同じようなイメージを持てるか。行政側が考えている案が先に出てしまったら機能の問題は議論できなくなります。これは本末転倒なような気がするので、機能面についてどういうふうに皆さんが考えるのか、その面について、まずコンセンサスをとってから、それにふさわしい運営体制をどうするのかを論じていただきたいと思うのですが。

地域振興部長

今、そっちの質問が続いてしまったから私は説明したのですが、そのとおりだと思うので、質問の方向をそちらの方にシフトさせてもらって進めたいと思います。

委員

ぜひそうさせていただきたいと思います。

委員長

そうすると、運営の話はするなということですか。

委員

質問など出てくるのはやむを得ないことだと思うのですけれど。やはり機能面について、さらに付加機能として求めるものがあるればそういうご意見も当然いただいおかなければいけないし。機能に基づいて初めて運営体制の目的が何か、ミッションは何かを考えるべきであって、先に運営体制を考えればそこでできることというふうな持っていき方になってしまう。もともと議論してきたものが何だったのか、もう一回、議論を機能に戻していただいて、機能の中で、例えば前まで考えていたもので不足しているものがないのか、あるいは削除した方がいいものがあるのかどうか、そこらあたりを、一回、線を引いていただきたいと思うのですが。

委員長

それでは、指針6ページの機能の話をもう少し。これはあくまで区の指針であり、区の指針であるということは区はこういう方向で行きたいということを示しているわけですが、この委員会としてもこうしたものをちゃんと理解して、こういう方向で行くということを確認するべきである、こういうことですね。ですから、具体的な運営をどうするかは後ほど。順番はそういう話だったのですが、最初にこのサポートセンターのイメージを具体的に持っていただくためにながわ県民センターの話をしていただいたのですが、そこで話が機能よりも具体的な活動にどんどん移ってしまったということだと思います。もう一度機能について、(仮称)区民活動サポートセンターというのは、どんなことをすべきなのかということをもう少し詰めていただくというふうにしたいと思うのですが。

かながわ県民サポートセンターの話でいうと、区民活動をするときの自由なスペースが必要ではないかということですね。それをかながわ県民サポートセンターは体現しているということですから、機能のAの部分でしょうね。こんなものがぜひとも必要で、それは「ボランティア・市民活動センターきた」にはないものだということになりますね。

こちら辺はいかがですか。この6ページの機能について抽象的な言葉で書かれていますので、少しわかりづらい部分もあるかと思うのですが。

委員

自由に使えるということで、地域振興室などの場合は登録制を設けておりますけれども、先ほどの「かながわ県民サポートセンター」では登録制としていないため、さらに自由に使えるというような印象を持つのですけれども。今考えているサポートセンターを登録制にするのか、全く自由に使えるスペースにするのかについて、今までどのようなご意見が出てきたのか伺いたいと思います。

委員

川口のサポートステーションはよく使っているんですけど、とてもアットホームでサロンのなんですね。どこへ行っても小さなテーブルがあって、何かをそこで発信している。そこで、いつも何か生まれ、交流している。すごく行きやすい場所なんです。

先ほどの市営施設、ああいうところへ行くと、何をしているか見えないんですね。ですから、サポートステーションというのは、そこに行けば誰かが何かをしている。そこには役所の人がありますけれど、何かを求めれば答えてくれる。すごくアットホームなところで行きやすいですね。子供から大人まで。小さなベビー用のお話会の本を手渡すようなこともしていますし、それこそゼロ歳児から利用しています。狭いけれども、もう少し手広かったらもっといいのと思うのですが、そういうところであってほしいと思います。

委員

もちろん、会議室としてそういう場所を使う場合は登録制でなければ難しいと思うのですが。フリ

ーな椅子やテーブル、2、3人で腰掛けることのできるスペースなど、そういうところは登録せずともふらっときて、どんな団体がどんなことをしているかを掲示板やインターネットなどで知ることができる、そういう雰囲気ですね。割とばらばらしているというんでしょうか、シーンとして係の人がじっと見ているとすごくやりにくいですよ。ですから、子ども連れもいる、少しざわついていような、そういうフリースペースはやはり必要だと思うんです。やはり登録して使えるところと、登録しなくても使えるスペースというのは両方必要だと思うし、メールボックスや情報ボックスのような、登録した団体が使えるボックスがあって、いろいろな団体発進の情報がどの団体にも行き渡るような、そういう相互の関係が成立する、交流する場が必要ではないかと思います。

委員

場所の広さとか、そういうものは結構影響してくるんですよ。「かながわ県民サポートセンター」は広いんですよ。余り仕切らない方がいいと思っている。ひとつの部屋の中にいろんな場所があるという感じなんです。会議室として使える場所とそうでない場所というのがあるのかどうか、広さの問題が結構影響してくる。ですから、機能と言われてもわからないところがあるんですが、その点を、今ははっきりできないんですか。

コミュニティ担当課長

私の考え方が違うかもしれないですけど、どんなセンターが必要なのかを優先していただいて、その機能の中のうち、スペースにおいてできるものを具体化してくと。そういったイメージを持っておりまして、ぶっちゃけて言いますと、当然かながわみたいなものはできません。北とぴあをご覧になっていただければわかると思うんですけど、広さについての皆さんの合意というか、そんなものはあるのかなとは思っているんですけど。ただそれに押し切られずに、今後、将来的なものもありますので、それに向けてある程度必要なものをここでご提言いただければと。

委員

10月にオープンということですから、夢みtainなことばかり言っても始まらないですよ。

委員

会場ありきの方がやはり頭に描けますよね、北とぴあの部屋はどのぐらいだとか。将来の話と、現実の話と2つに分けて進めなくては無理です。

委員長

それはいい考え方ですね。中長期的にどういう方向を目指すのか、当面はどうかという。

委員

先ほど、杉並方式にというようなお話が出て。

コミュニティ担当課長

杉並方式というか、杉並の機能が指針の機能とほぼ似通っているというか、参考になるのではないかと申し上げただけでございます。

委員

基本的にはこの指針ですよ。これが基本で、これにつけ加えるものということですよ。

委員長

ただ、この指針は前回の指針策定の委員会で作ったもので、これをこの委員会として問題はありませんと言っただけならば、次のところにすぐ飛んでいくかもしれないのですが。そこはこの委員会として合意をつくっておかないことにはいけないと思いますが。

委員

つけ加えたいことで、場と機材の提供の中に、先ほどもおっしゃっていましたが、メールボックスやレターケースなど各団体の情報を入れられるようなものは欲しいと思います。

また、Bの情報の収集というところでは、北区にとどまらず、全国的なNPOの活動も知りたいなと思います。外国のことも含めて。あと参考図書とか、そういうものも欲しいと思います。さらに、ホームページを置くためのサーバーというか、そういう場所が欲しいなと思います。それとメールアドレス。私たちの関わっている団体がインターネット関係なものですから、問い合わせ先を個人のアドレスにしているんですけども、そうするとちょっと不都合なことがいろいろあり、そういうものを置いてくださる場所がないかなと。ホームページも月に3万円はかかります。立派なホームページを立ち上げようとする、そういうレンタルサーバーの機能があるといいなと思うのですけれど。

委員長

なるほどね。こういうふうにしていくとあれもいいな、これもいいなという話になりそうですが、できることは何で、できないことは何かというのは現実的な問題として考えていく。今の情報機能などは、恐らく技術者がいないとね。

委員

つけ加えるという前に、この指針で合意できるかという話なんです。A、B、C、D、この辺に関しては基本的に問題ないのですが、機能として問題なのはこのFとIをつくるのかということだと思うんです。特にIの政策提言。これは今でも区の方で有識者を集めて会議をやっているわけですよね。そういうものも全部含めてここで、このサポートセンターが提言していくのか、これをやるなら区と折衝していかなくてはならないわけですから、人材も集めなくてははいけないし、それなりの権限を持たせなくてははいけないということになってくる。それによって話が変わるのかなと。その検討委員会の方はすべてそこまでやろうと決めており、それを前提にここでやろうというのならそれなりの議論をしないと。

委員長

そうですね。このコーディネート機能に関しては、恐らく類似の団体が北区の中にもありますので、そうしたところとの調整をしていく話は当然出てきます。ただ、ここに書いてある、公共サービスの受託に関するコーディネートと、区、議会、企業、区民とのパイプ役となるコーディネートについては、それはもう相当大きいので、最初はどこまでできるかはわかりませんが、それはやはりやることになるのだらうと、小さくてもですね。

委員

コーディネートについて、センターでやるときのイメージがなかなか浮かばないんですけども。センターを構成する組織の役員の人たちが、それを考えるのか、その人たちが呼びかけて区民を集めて1つの会議を開くようにするのか。

委員長

それは両方あるかと思いますが。

委員

Fについては、こういう組織を新しく作るのか、どういう体制にするのかはこれから議論するにしても、将来的な役割としてはコーディネート機能、例えば議会向けにちゃんとその存在意義をアピールしていく、ミッションを明らかにしていくということは、当然社会に対してどう認知されるかということなので、かなり大事な役割だと思っているのですが。最初の段階で、果たしてどういうことができるのか、それはそのときの力量に応じてやっていけばいい。そういう要求が社会的に沸き起こっ

てくれば人材もそれなりに集ってくるでしょうし、役割も明確になってくる。長期的なビジョンとしては必要だということ、まずはいいのかなと思います。

それから、Iの方は、政策提言というものすごい言葉なんです、例えば、そのボランティアセンターに集まってくるボランティアグループの人たちが、区にこういう協力をしてもらいたいとか、支援をしてもらいたいという意見を集約し、それを政策提言する。それが通るかどうかというのは、また次の話。アンケートを皆さんからとって、それを集計して、こういう要望があるので今後こういうことをしてもらいたいというようなことは、将来的には必要になってくる機能だと考えております。力量に応じてということで良いのではないのでしょうか。

委員長

そうですね。今ある区が抱えている審議会機能を全部ここに持ってこようという話ではもちろんありませんので、こうした分野に関してはシンクタンク的な機能をこのセンターも持ち得るし、またここで活動するさまざまな団体の政策提言を援助するような話も出てくるとは思いますけれども。

委員

このセンターが市民活動すべての上に立つということがちょっとイメージできないのですが、政策に関する提言について、今の話は非常によくわかります。私がイメージしていたのは、例えば、私は、今、読書関係、図書関係に携わっています。図書館をNP でやるのか、PFIにするのか、そういった議論をして提言していく。それで区と折衝して、お前たちのやり方はおかしい、この辺は協働でやるべきだとか市民がやるべきだとか、そういうことまで突っ込んでやればおもしろいと思いますが、そこまでの機能をセンターが持つのかということですね。

委員

力に応じたものしかできないと思うんです。10月に立ち上げた段階では難しいかもしれませんが、将来的なビジョンとしては、行政側と対等に協力できるパートナーになると。

指針をまとめる時にみんなで話し合ったことは、初めはできるところからやってみる。その後、フレキシブルに、よりよいものにするために変えていける、団体と団体が刺激し合いながら成長し、将来的には力を備えたセンターの構成員ができるといいと。こういう大それたことが書いてあるのですが、10月の段階では無理としてもやはり夢は大きく持たないと。ですから、できるところから成長していくつもりでやっていけばいいと思います。

委員

私は、リサイクラー活動機構にエコー広場館が委託されたときは何もわからなかった。でも、活動していくうちに、公共サービスの受託に関するコーディネート機能ぐらいは助言ができるし、いろいろな組織のネットをつくることができるようになった。急にはできないですけど、活動を続けていくと出来るようになると思います。いろいろな人材がいらっしゃるから自信を持って進みましょうよ。

委員長

そうですね。人材がいなくてはできませんけれどね。

委員

活動は人をつくるわけですから、人をまずつくって、できるという自信を持っていきましょう。区とか議会とかにもものを言っていくということは絶対必要だと思います。

委員

個人ではものは言えないけれど、やはりそういう大きな力になったときには言いやすいですね。

委員

実践に基づいたことだったら説得力があるんですよ。実践をしていくうちにわかると思います。

委員長

その運営方法についてはどうでしょうか。運営方法の話も、もう大分触れてきているのですが、区としてはどんなふうにお考えなのか。

コミュニティ担当課長

では、運営方法に進ませていただきます。

まず、センターのミッションですけど、これは私どもの方では、指針の実践の場というふうを考えております。指針というプランを実践に盛り込むための場が活動センターだと。

あと、地域レベルの拠点との関係も話し合っていたいただきました。地域レベルの拠点については、会議、作業、情報収集、交流、その4つの機能について、この指針の方にあります5ページのような連携を図って進めていきたい。この点についても一応確認しておいていただければというふうに思っているのですけれども。

委員長

今おっしゃっていたことはどういうことかという、先ほど情報収集の話でも、サポートセンターの方は全国的な情報も、あるいは海外の情報もちゃんと見られるようにしてほしいということなのですが、地域にもいろいろな施設があります。自由に使えるという意味では、あるいは簡単な予約で使えるという意味では、地域の方が使いやすいかもしいですね。でも、各地域の拠点にそうした情報を全部持っていけるかというとなかなか持っていきませんから、おのずと全区的な拠点であるサポートセンターと、それから地域の拠点とは役割が違って来るであろうという話ですね。そのときに、今、コミュニティ担当課長がおっしゃったのは、会議をするというようなことは地域でもできる。サポートセンターでどのくらい会議のスペースがとれるかというのはこの全体の広さの問題ですが、会議をするだけであつたら地域の拠点の方が床面積はずっと広いだろうということなんです。

それと作業をするということもそうですね。サポートセンターで作業をするということよりも地域の拠点の方で作業をする。作業するための機械がありますかといったときに、地域になれば地域の拠点もちゃんと作業ができるようなものにしていただかないといけない。

それから、情報を収集する、交流するというような話においても、全区的な交流ということになるとサポートセンターの方になると思いますが、そうでない地域の交流のようなことは地域でできるだろうと。そういう役割分担の中で、地域の拠点にできるものはそちらにゆだね、そこでできないものを中央の拠点にと。サポートセンターにということになると思うんです。そういうことが指針の前の検討会では議論したということでもあります。

特に問題なのは、地域の拠点では市民活動にとって使いやすいものになっているかどうかという話です。地域の拠点はどちらかというと自治会、町内会の人達の方がむしろ使いやすかったということなんですけれども、それを市民活動も対等に使えるようにするためには、あるいは使いやすいものにしていくためには、どんな工夫が必要だろうか。地域ごとに少しいろいろな人たちが集まって議論をしてもらう必要があるのではないか、というようなことを検討委員会では考えてきたということなんです。

委員

Dの相談対応とあるのですけれども、具体的に相談してくる人をどんな人と想定しているのですか。

委員長

この機能については、ボランティアセンターきたが対応してきたところで、従来型のボランティアをしたい人に対する相談という意味では。

委員

一般市民の方からのNPO活動に対する要求、支持、不平、不満はどうやって受けつけるんですか。

委員長

例えば、いろいろな活動をされている活動団体に対する1つ1つの苦情というのはどういう意味での苦情かということが関係してくると思いますね。直接こうしてほしいとその団体に言えば済むのか、そうではなく区との関係の話なのか、どういう苦情かにもよりますよね。

一般論として、例えばここにはそういうNPとか市民活動団体の評価に関することがないではないかといったときに、ここに加えられるかどうかという話にはなると思うのですが。行政に対する苦情は行政に言うわけですね。行政は苦情処理のちゃんと窓口があるというわけですから。NP活動も、それぞれが苦情を受けつける仕組みを持っていないはいけません。ですから、それをほかの人に言うという話ではなくて、まずは自分たちで苦情を処理できる体制を持っていないといけません。ですからどういう苦情かによって、その対応は違ってくると思うんです。

委員

何を評価するかということは当然ありますけれども、助成を受けているものに関しては評価をしてもいいのかなと。有効に使われているかとか、特にNPとかボランティアだけではなくて、自治会とか青少年とか安易にお金が流れていないかとか。活動が本当に税金に見合っているのかとか。

委員長

まずは、そういう補助金の実態が見えているかどうかというのがありますけれどもね。補助金はすべて公開されていますか、北区は。まだですか。

地域振興部長

されています。

委員長

ただ、それに関してここで全部をということになるとなかなか難しい話がありますので、それをやるべきだというご意見が強ければ、そういう方向もあり得るとは思いますけれども。

少なくともここで、このサポートセンターに関連した業務において、自分たちの自己評価というのは当然やるべきだと思いますけれども。

委員

自分たちの組織が社会的役割を果たしているかどうかの自己診断機能としての評価システムは持つべきだと思います。しかし、個々のNPとかボランティアグループに対して、その支援組織が評価をする、あるいは区民に評価をさせる仕組みをつくるというのは、ちょっと違うような気がしています。中間支援組織として、そういうものが社会的に求められてきたときに初めて考えても良いことではないでしょうか。今ミッションの話が出たのですけれど、運営の基本方針、あるいは理念みたいなものというのは大切です。支援組織というのは出しゃばらないこと。教育をしてやるとか、講習会をやるとかというのは補助的な話なのであって、市民の自立的活動がし易い場の提供であるということが一番大きな役割と考えています。そういうことからすると、掲示板があって自由に使える、あるいは自由な意見交換の場ができることが必要です。ボランティア活動をしたい人に相談に乗ってあげるというのはおこがましい話で、相談にのってほしい人だけ相談にはお答えはするけれども、基本的には各自が北区の中にどんな活動があるのかを自ら調べてわかるようにする。それは、大学生になったときに、自分がどこのサークルに入るかについて、ほとんどの人が自分の判断で決めているのと同じです。どうしても自分で決められない学生は、学校のコンサルティングを受けて、どこのサークル

に入るかを定めることがあっても、最初から学校側が相談に乗りますということではないのです。サポートセンターもこれと同じだと思います。また、いろいろな意見があってもいいのですけれども、これから先の話合いの中で、その運営方針や基本的理念の部分についての方向性が出てくるような気がしているのですが。

委員

そのとおりだと思うんですよ。ただ、行政がやるとどうも管理してしまうんです。なかなか自由に使えなくなる。その辺はやはり留意していかなくてはいけない。

それから「啓発」とか「啓蒙」とかという言葉はやめた方がいいと思いますよ。啓発なんかされたくないですね。そういう言葉は行政がやると使ってしまうんですよ。啓発してやろうとか相談に乗ってやろうとか。このことはどういう運営をするかということに非常に関係してきますので、その辺をまた後で議論をしていきたいと思います。管理し過ぎてはだめなんです。どうしても行政は管理しがります。立派にきれいに見えるけれども、本当は市民のものにならないということがある。その辺をちょっと含んでお話をしていただきたいと思います。

委員

Bの具体例の最後に「啓発と、広く社会に訴えるPR活動」とあるんですけど、これを個人的には削除してほしいんです。

北区のホームページがつまらないと言ったときに、ああいったホームページは自分たちでつくられた方がそれなりに特色も出ておもしろいだろうという話だったんですけど。ここに、PR活動まで中間支援団体にやらせていいのでしょうか。また、北区ボランティア活動ダイレクトリーも、活動報告ですよ。フォーマットが全部一緒ですよ。

委員長

これはボランティアセンターきたでつくったもので、これはちょっと別のものですね。これは、このイベントのダイレクトリーですから、一覧表で、ここに参加しているボランティアをしたい人がこの中からいろいろ見て選んでいくというものです。これは宣伝ではないです。

この「啓発」という言葉がここに残ってしまった。たしか大分取ったはずだったんですけどもね。

コミュニティ担当課長

これは区の指針として掲げております。この場合の「啓発」というのは、いわゆるボランティア一般についてのすそ野を広げる活動を区がやるというふうになっておりましたので、その意味で使っております。今後は、なるべく「啓発」という言葉は使わないということで考えていますけれども、PR活動というのは、指針が中間支援組織を通じて間接的に促進していくという立場をとっておりますので、こういったPR活動は、センター機能の中に入っていると考えております。

センター長

今、おっしゃられたのは、PRを全部かわりにやろうということではないと思います。それぞれのNPがそれぞれのPRをされるのは当然のこと。そこが持っているネットワークとか広報媒体とかが非常に小さくお金がないからPR効果が出ないなんていうときに、共通のプラットフォームがあってそこで使えるようなPR媒体があると多くの人たちに知ってもらえる。そういうものを用意しようということを経営支援団体のPRというふうに言っていると思うのです。それは全部これを使いなさいとか、全部共通のフォーマットにしなさいというような強制力を持ったものではなくて、切手代が5,000円ぐらいしかない中で効果を何か出したいと思っているときには、そういったものを用意し、利用できるようなしておいた方が効果は大きくなる。それが経営支援団体の意義だと思っています。

います。

委員

極端な例ですが、反政府団体に似た団体が、NP としてアピールしたいとなったらそこはシャットアウトするんですか。

委員長

それは、はっきり言って難しい話ですが、その反政府性がどこまでかだと思っただけですけど、それが一概に北区に対して反対運動をしているからだめだとも言えないのかなというふうに思いますけれども。では北朝鮮の支援活動をやらせてほしいと言ったときに、はいどうぞと言うのかというのは、やはりそれは運営委員会で考えていく話だと思っただけです。

委員

その反政府団体であっても、その中のある活動が非常にいいものであれば、その活動に限って使えば構わないと思っただけです。その反政府的な運動をここでやろうというわけではないですから。

委員長

だからそういうことをどうやって決めるかという話だと思っただけですけど。そのときに、行政から理事長が来て、執行部、事務局長も行政から来ているとなったら当然そんなのはだめだと言われると思っただけですよ。それを幾ら出向したからって、どうぞどうぞとは言えないと思っただけですね。そういうときに、決め方をどうするか、この組織の運営をどうするかという話になっていくと思っただけです。

そんなところで、ちょっと時間の関係もありますので、運営の話をしていただいて。

コミュニティ担当課長

地域の拠点を考える上でどんな施設があるかということで、施設現況図と北区バリアフリーガイドを配らせていただきました。地区ごとの公共施設が載っております。あと、ふれあい館、女性センター、文化センター等の13年度利用率の一覧を配布いたしました。後でご意見をいただくときの参考資料ということで本日配らせていただきました。

続きまして、NP 支援センターの運営形態という一覧表をご覧ください。ここで「公設民営」と「公設公営」と「民設民営」との違いを確認していただきたいと思っただけです。「公設公営」というのは、官が設置して官が運営している。「かながわ県民サポートセンター」等がこういった形になります。「民設民営」とは全く逆で、民間団体が設立して、当然民間団体が経営しているということでございます。その間に、いわゆる「公設民営」というものがございまして、設置は官がするけれども、運営主体は民。この民という中にいろいろな形が今生じております。いろいろなセンターが1988年のアリスセンターを皮切りに設置されている。最初、民設が多かったんですけども、1999年あたりから急に、「公設民営」という形が出ております。その中で、(1)公設公営、(2)行政立・外郭団体運営型、(3)行政立・運営委員会型、(4)社協運営型、(5)公設民営型、(6)民設民営型があります。(1)と(6)が割とはっきりしているんですが、(2)(3)(4)(5)が、ちょっとはっきりしないところがまだあるという認識でございまして。

指針の中では「公設民営型」を目指すことを謳っております。将来的には公設民営を考えておりますが、現在の考え方で申しますと、ボランティアセンターの機能のところでご指摘がありましたように、(仮称)区民活動サポートセンターとボランティアセンターの機能が重なっているところが多々あり、これについて調整をしろという提言を受けております。まだ仮定でございましてけれども、当面、(仮称)区民活動サポートセンターにつきましては、区と社会福祉協議会と区民の三者で運営をさせていただく。先ほど、ボランティアセンターや社協自体が官ではないかというお話もありましたとお

り、同じような機能で、しかも社協が北区の補助金で運営しているということ等もありますので、「ボランティア・市民活動センターきた」は「(仮称)区民活動サポートセンター」に発展解消し、区民活動サポートセンターを設置する中で、ボランティアセンターきたは取り込まれていくと。サポートセンターには社協のボランティアセンターが入ると同時に、区も運営に参加させてもらい、区民の方にも参加して頂くという形で取り組んでおります。

委員長

区としても、区だけでやるつもりはもちろくないわけですね。それは指針に反しますし。

では具体的にどうかというと、社協も区の手足となって動いている部分が相当ありますから、その部分と一部重複をします。相談のような部分ですね。これをどこまでやるかは別なんです、恐らくボランティアをしたいという人はこのサポートセンターに来ると思うのです。今まではボランティアセンターに行っていましたけれども、ボランティアセンターはどのような形になるかわかりません。そうすると、そこで相談をするような仕事も受けることとなります。それからさらにNP を立ち上げるようなインキュベーターのような相談への対応をする話もあるかもしれないですね。それは機能の方ですが、そういうときに、区民も入ってどういう運営の形態をつくっていくのかということ、これから10月までの間に検討するということになるんです。

委員

そうすると、「ボランティア・市民活動センターきた」はなくなり、現在4名のスタッフの方はそのままサポートセンターの方に来るのですか。

委員長

そこはどのようなふうにするかというよりも、まだ決まった話ではないと思います。

例えば相談機能は両方でやりましょうとか。社会福祉協議会の方でも相談機能を全部手放したくないと思うんです。ですから社会福祉協議会でも相談機能を持つとなると、お2人だけこちらに来ていただきましょうかというような話になるかもしれない。

地域振興部長

社会福祉協議会の本来の業務として当然残る部分もありますから、単純に割り切れない部分があるわけです。今やっているスタッフが全部こっちに来るということでは必ずしもない。

委員

サポートセンターが大きくなったときには、その上に「市民活動・サポートセンターきた」があって、福祉協議会があつてとか、そういうようなやり方を望ましいと。

委員長

社会福祉協議会は機能が違いますので、恐らくこのまま。

委員

同じ建物の中にあつた方が便利ですよ。かながわみたいに。

委員長

どうでしょうか。それは長期的にどのようなふうにするかということですけどね。

委員

社協に限らず、いろいろな組織や区民のために活動をしている人たちが同じところに集まるのが望ましいというのと同じ意味として社協も一緒の方が望ましい。けれど社協が一緒でなければならないということではないというふうに考えられるといいと思いますけれど。

委員長

機能の話も含めて、その運営の形態のご説明をしていただいたんですけれども、いかがですか。

委員

行政と社協と区民と、三者で運営委員会みたいなものをつくるという意味ですか。機関決定をするのはどこだということですよ。理事長が行政から来たら、例えば反戦はすぐにだめ、とすることではないと思うんですよ。そういうのはみんなで機関決定していかななくてはいけない。やはりバランスのとれた運営形態をつくっていかないとなかなか市民のものにはならないと思います。行政は力も、金も、管理能力もある。だからどうしてもそこが主導権をとってしまう。なかなか市民のものになっていかない。こういう施設は、将来的には公設民営になった方がいいと思います。発足時は心配なんでしょう、区民に任せるのも。信頼されていないのかもわかりませんね。やはりそういうふうな方向性で行くとしても、やはりバランスのとれた運営でない。役所がいるから役所の言うとおりというのはまずいわけですよ。

委員

公設ということになりますと、どうしても行政の側に寄るんですね。それが1つの責任を果たすという形になる。新しい公共といっても現実はかなり行政寄りに自分で修正してしまうということがあります。

ところが、自然観察公園の受け止め方もボランティア間で違います。好きなことができるというイメージもかなりの部分を占めますが、区の目的のために活動している、自然観察といっている以上は、自然観察ということをしきんと、素人は素人なりにやって、その管理運営も、自分の身を律して後ろ指を指されないようにと、そういう方も少数はいらっしゃる。

ところが現実には、ボランティアという名前が、ややもすると、責任感を果たさなくてもいいような、安易な方に流れがち。そういうせめぎ合いを、自然観察公園のボランティアの間でやっております。

ですから、やはり人材ということに帰結するという印象を持ちました。

センターは10月がくれば開設ということを嫌でもやらなくてはならない。そうしますと隗より始めよで、小さく生んで大きく育てる。中長期的な機能の面の強化とか、人材とか時代の流れとか反映していかざるを得ない部分があります。運営方法は、北区方式をぜひとっていただきたいと思う。その辺は役所も楽しみであるし、我々もどこまで手を広げ、どこまで折り合えるか、失敗したら戻ろうよというぐらいの余裕を持てたらと、そんな印象を持っております。

委員

私はボランティアと言うより、「担い手」とか、その方がいいと、わかりいいと思いますよ。

委員長

今の話でいうと、ボランティアは自発的な活動ですから、「毎週、来てやってくださいね」と言うともうボランティアではなくなってしまいますね。でもこのセンターは気まぐれに運営されては困りますから、やはりある程度義務づけが出てきますね。NP でボランティア活動に応じてボランティアの管理をするボランティアマネージメント。これは非常に難しいんですよ。あなたはこっちに行って、あなたはあっちに行くと、こういうコーディネートでもいいんですが、毎日あなたはそこに行きなさい、そのかわり給料を出しますよとなると、ボランティアではなくなってくるんですね。

ですから、そういう意味では、ちゃんとやってもらうためには「担い手」がいいということなんでしょう。

委員

その方がいいような気がしますね。うちは「スタッフ」と呼んでいるんですね。それで毎日来る人

と来ない人と、1週間に1回の人、一月に1回の人というふうに、全部コーディネートは私たちがやるんですけども。それをだれがやるかという問題も出てきますが、行政の方がスタッフとして入ってやるのでしょうか。このボランティアセンターの運営には運営協議会があって、それに三者が入っていく。そこで毎日毎日の業務みたいなものがあり、スタッフは仕事として入るということですよ。

委員

先日、区の職員を対象に、NP の研修会を行った。その中で、中間支援センターのつくり方としていい例と悪い例というのをお話をされたんです。いい例として鎌倉の公設市民営のやり方。これは、最初の過程からずっと一緒に関わり、物事を共有して運営に携われるということで、公設市民営のやり方が成功した例ですとおっしゃっていました。悪い例はいっぱいあるとおっしゃっていました。公設公営でつくって、それを公設民営に移行すると。役所でつくって役所で運営していて、ちょっとなれてきたから運営の部分だけ民間にという、非常にそれは悪い例だと。

コミュニティ担当課長

鎌倉は、実は富士見橋エコー広場をモデルにつくられたという話を聞いております。それで、この市民運営というのは、いわゆる市民の方に自由に集ってもらうんですけども、そのときに、本当は自由参加ではない。団体の代表というような形である程度縛りをかけた。行政が筋書きを用意しているんだろうということがあり、それでは最初からやりましょうということで。今はそういった団体の代表者の方からなるNP 法人が運営していると聞いております。

ただ問題は、そういった連合体で果たしてどこまで責任を持ってやれるのか。ボランティアの参加ということについても弱いのではないかと。

指針の中では早い段階から区民の皆様のご意見を聞きながらやると。ただ、いきなりぽんと出してしまっても混乱するばかりということがありますので、ここである程度の大まかなものを決めていただきまして、それをもとに区民の方に入らせていただいてやっていくと。それで、先ほど言われましたように、我々も官としての意識改革を行い、今までと違った形での取り組みをしなくてははいけない。その例が「かながわ県民サポートセンター」で、あそこは官設なので余計に気を使っている。登録制をとっていないとか、壁紙、掲示板に張るのは自分たちでやるので行政は口を出さないとか。

副委員長

意思決定の仕組みと日々の業務というのを分けて議論しようというのは非常にいい大きなポイントだと思います。特に、その意思決定の仕組みに三者の、その市民が入るということで、今後きちんと議論をしていくべきではないかなというふうに思いました。

委員

公設民営のところでも聞きたいんですけど、委託事業部分と独自事業部分というのは何を指しているのでしょうか。

副委員長

それは、民の方が委託を受けている場合に、委託主体が独自財源、もしくは、他からの助成金等で自主事業を行っている場合があるという意味です。

委員

今回の場合はどうなのでしょう。

委員長

今回の場合は、例えば、相談業務を社会福祉協議会が、ボランティアセンターきたの相談部分とは別にこちらでも相談部分をやってくださいというような要望があったときには、その相談部分の委託

事業として、このサポートセンターが受けて相談をするということはありませんね。1つコーナーを設けて。それで、ボランティアセンターきたの方から来てもらうのか、それともサポートセンターから出すかは別ですけども。そういう相談事業は一定の相談事業をやってくださいというので委託事業なんです。でもそのほかに、例えばNP 団体をつくっていきたいという人に対する相談を独自に行うといった場合には、ほかの運営費から捻出した人件費を充てながら、サポートセンターでそういう独自の相談事業をやるという可能性が出てきます。そのときは委託事業と独自事業で、同じ相談業務を行うという、そう切り分けができるわけです。

そのほか、例えば情報収集なんかに関しても、区から北区における市民活動団体の資料集をつくってくださいというような依頼が来ると、これは委託事業としてできます。しかし独自に、北区のさまざまな団体の一覧表をつくらうということをする場合には、これは独自事業としてできるということです。ですから、同じようなことをやっても委託の場合もあれば独自の場合もあります。それは、そういう委託事業をすることによって、区からの組織運営の基本的な財源をもらうということなんです。先ほどのご説明だとボランティアセンターきたは73%が自治体のお金で、それ以外のお金で社会福祉協議会としての独自の事業もやっているということですよ。

委員

今回のこのセンターの独自の財源というのはどういうことを考えているのでしょうか。

委員

例えば、講習会を有料で行うとか、先ほどサーバーの話がありましたけれど、NP 、あるいはボランティアグループに対してのサーバーやホームページのメンテのサービスを有料で行うとか、こうした事は独自事業になると思います。それから、見学を有料で受けつけるとか。地方自治体から、成功すればいろいろな見学者が出てきますので、そこに対して有料のパンフレットを売るとか、CD・RM を売るとか、さまざま独自事業というものを考えられると思います。

副委員長

要するに運営委員会がどれくらい自主的に動くかで幾らでも変わるということだと思います。

委員

一つの事業をやるわけですから、収支が合わないと継続しないということがあります。

委員

いわゆる中間支援組織としての役割、機能の話と、実際に物理的にできるセンターの運営の話と混同していると思います。まずはそのところをしっかりと整理し、活発な議論をしていかないとしっかりした組織ができ上がらないと思います。

例えば、物理的な場所の名称を公募にしようが皆さんの思いつきで決めようが大きな問題ではないと思いますが、中間支援組織の名称を何にするのかについては、しっかりと議論しておく必要があります。その構成メンバーをどうするのか。100%市民でいくのか、あるいは行政と社協と市民でいくのか、実際に組織として決断をして責任をとっていくためにどういう体制で行うのか。たたき台がないと、幾ら時間があっても足りないのではないかと思います。

したがって、ご提案いただいたように、まず支援組織のあり方、それはどういうところまでやるのか、あるいは、サポートセンターの物理的な話などについては小委員会をつくり、ボランティアで皆さんにご参加をいただき、できたら1週間か2週間に一回、濃密な議論をこのメンバーの有志で行う。そこで決めるのではなくたたき台をつくる。様々な諮問委員会がありますが、多くの場合皆さん忙しいので、事務局へ任せっきりにしてしまう。議論もなく、そのとおりで結構ですということが多い。

たたき台の案の作成のここのメンバーがもっと関わっていればさらに議論が生まれてくると思う。

委員長

いかがですか。今のご提案について。

委員

財団法人に委託して、ボランティアスタッフが何かをやるとなると、そこの仕切りがすごく難しいらしい。仕事としてやっている人とボランティアに来てやる人と、どの辺で仕切りをするかという話が出てきます。それから、行政の方はよく変わる。よほど市民が自立してしっかりしないとがたがたになってしまう。つくったときはよかったけれどだんだん行政主導になってしまったと。運営委員会の組織もその力関係をちゃんとしておかないと、わからない人が担当になると全く違ってきてしまうんですよ。私たち選べないでしょう、行政を。

運営組織の中で機関決定する組織をどうするかということは、きちんとしていかないといけないと思いますね。こういう施設は住民のものにならないと何もならない。行政はわからない方が来て、こうあるべきだと管理していく。そうした失敗例がいっぱいあります。とって市民に丸投げしてしまうとまたできない。難しいですね。

委員長

ボランティアだから、では日程を決めていただいて、そこに来られる方がこの議論をするというのはどうでしょうか。一度出たら辞めてはいけないボランティアで、どうですか。

委員

それはまさにボランティアの話ですので、出られる人が出るということでもいいと思うのですが。ただ一回出ないと、どこまで話が進んだかわからないので、事務局にちゃんとフォローをしてもらったら良いと思います。

大体の日程については、8月の初旬にはほとんど骨子ができ上がっていなければならないとすると、あと4カ月しかありません。少なくとも8回ぐらいは議論したほうが良いと思うので、2週間に一回ぐらいのペースでやっておくと良いと思います。

委員長

この委員会は、そこを全部コントロールするところではないと思うんですよ。サポートセンターをどういうふう運営していくかという話は三者で決めていくとしても、その市民の意見を固め、委員会としてはそういう方向でいいのではないのでしょうかということを決めていく。ここの委員会がその運営委員会になるわけではありません。ですからそこは、ある程度のところで、次の三者協議の場に移していくということだと思えます。

この2カ月ぐらいの間にそうした案をまとめていただいて、それを区民の皆さんに投げかけるような形をしないと。4月、5月ぐらいで2週間に1回で4回ぐらいは最低やってもらって、そこで中間報告的なものをもらうということになりますかね。

委員

この委員会に提案するためにやるんですよ。

委員長

ただ、その後、個人的に関わる人は、ここの委員会でもいるのではないかと思うんですけど。ただこの委員会としてはその運営に関わったり、当て職でここから委員を出向させるという話ではないと思います。検討していただく委員会はそこでまず検討し、その結果を委員会に出してもらおうと。

委員

確認なんですけれど、機能としてはここで出された指針でいく、それを前提として、それを生かすためにどう組織立てていくかというところで議論が移るということによろしいですね。

委員

歩きながら考えざるを得ないところもある。ここでは一応合意したけれど、変わってくることもあるということはよく考えておいた方がいいと思うんですよ。

委員長

そういう意味では、エコー広場館は、リサイクルという活動領域がある程度決まっているんですが、この区民活動サポートセンターは、いろいろなことをしますので、恐らくその意味ではもうちょっと幅広いと思います。

よろしいですか。それでは時間になりましたので終わりたいと思います。

閉 会